

経営力向上関連保証制度要綱

1. 目的

この制度は、「中小企業等経営強化法」に基づき、経営力向上事業の実施のため必要となる資金の融資の円滑化を図ることを目的とする。

2. 保証の対象

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。

3. 保証の条件

- (1) 資金用途 認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金
- (2) 保証金額 1 企業者 2 億 8 千万円以内（別枠保証）
1 組合等 4 億 8 千万円以内（別枠保証）
- (3) 保証期間 原則として運転資金 5 年（据置期間 1 年以内を含む）以内
原則として設備資金 7 年（据置期間 1 年以内を含む）以内
- (4) 貸付利率 取扱金融機関所定
- (5) 保証料率 保証料率表記載
- (6) 貸付形式 証書貸付
- (7) 保証形式 個別保証
- (8) 返済方法 原則として、均等分割返済とする。
- (9) 担保 必要に応じ徴求する。
- (10) 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は不要とする。

4. 新事業開拓保険の対象となる場合

- (1) 保証金額 1 企業者 3 億円以内（別枠保証）
1 組合等 6 億円以内（別枠保証）
但し、新事業開拓保険に係る一般分・特例分の残高を含む。
- (2) 保証料率 保証料率表記載

5. 海外投資関係保険の対象となる場合

- (1) 保証金額 1 企業者 3 億円以内（別枠保証）
1 組合等 6 億円以内（別枠保証）
但し、海外投資関係保険に係る一般分・特例分の残高を含む。
- (2) 保証料率 保証料率表記載

6 . 取扱金融機関

約定書締結金融機関とする。

7 . そ の 他

- (1) 保証の申込には、認定経営力向上計画を添付しなければならない。
- (2) 取扱金融機関は、この制度による融資にあたり、歩積両建等の拘束預金を徴してはならない。